○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがなされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟においては国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（札幌地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　株式会社ファイトレードコーポレーション
２．住所　東京都渋谷区松濤２―20―10―401
３．代表者の氏名　代表取締役　石橋明日香
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第994号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成29年３月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成28年９月５日
関東財務局長　小野　　尚

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　株式会社天祐アセットマネジメント
２．住所　東京都港区赤坂１－４－８　一光赤坂ビル４階
３．代表者の氏名　代表取締役　松永　　豊
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2909号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成29年３月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成28年９月５日
関東財務局長　小野　　尚

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　ＳＰＣ　Ｊａｐａｎ，ＬＬＣ
２．住所　東京都港区元麻布３―10―20　ＪＳＤ麻布ビル２階
３．代表者の氏名　日本における代表者　小山　貴
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第619号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成29年３月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成28年９月５日
関東財務局長　小野　　尚

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズ
２．住所　東京都港区愛宕２－５－１　愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー35階
３．代表者の氏名　代表取締役　篠田　　丈
４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円
５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第1757号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成29年３月５日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成28年９月５日
関東財務局長　小野　　尚

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年９月５日
芝税務署長　松川　和人
届出した者　サティヤムコンピュータサービスリミテッド
事務所等の名称　サティヤムコンピュータサービスリミテッド
事務所等の所在地　東京都港区虎ノ門五丁目13番１号虎ノ門40ＭＴビル６階
責任者の氏名　アミタバゴッシュ
証明書の有効期限　平成30年３月19日

所得税法第180条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年９月５日
芝税務署長　松川　和人
届出した者　ホワイトホーン・リミテッド
事務所等の名称　ホワイトホーン・リミテッド
事務所等の所在地　東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号
責任者の氏名　横山　公一
証明書の有効期限　平成29年１月20日

所得税法第214条の規定に該当しなくなった非居住者

所得税法（昭和40年法律第33号）第214条第２項による届出があったので、同法第214条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年９月５日
町田税務署長　安藤　和信
届出した者　寺田雄太郎
事務所等の名称　寺田雄太郎
事務所等の所在地　東京都町田市森野４丁目15―12寺田ビル森野Ａ312
責任者の氏名　寺田雄太郎
証明書の有効期限　平成31年10月31日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年９月５日
中部地方整備局長　塚原　浩一
１　処分をした年月日　平成28年８月17日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社村田組　村田　秋廣　静岡県焼津市飯渕1354番地の２　国土交通大臣許可（特―25）第25282号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業、水道施設工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成28年７月８日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成28年９月５日
中部地方整備局長　塚原　浩一